

# くまもと はつらつプラン骨子 (案)

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画



令和5年(2023年)●月

熊本市

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 \_\_\_\_\_
- 2 計画の位置付け \_\_\_\_\_
- 3 計画期間等 \_\_\_\_\_
- 4 計画策定の体制 \_\_\_\_\_

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

- 1 熊本市の高齢者の現状及び将来推計 \_\_\_\_\_
- 2 熊本市における介護保険制度の現状 \_\_\_\_\_
- 3 各種調査等から見える高齢者の現状 \_\_\_\_\_
- 4 第8期計画の主な取組状況と課題 \_\_\_\_\_

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念 \_\_\_\_\_
- 2 計画の目標 \_\_\_\_\_
- 3 第9期における重点的取組み \_\_\_\_\_
- 4 アフターコロナにおける高齢者の支援 \_\_\_\_\_
- 5 施策の体系 \_\_\_\_\_
- 6 日常生活圏域の設定 \_\_\_\_\_

## 第4章 施策の展開

- 1 健康づくりと生きがいづくりの促進 \_\_\_\_\_
- 2 多様な主体と連携した生活支援 \_\_\_\_\_
- 3 医療・介護・その他の福祉分野等の連携推進 \_\_\_\_\_
- 4 認知症対策の推進 \_\_\_\_\_
- 5 高齢者の権利擁護 \_\_\_\_\_
- 6 高齢者の住まいの確保 \_\_\_\_\_
- 7 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上 \_\_\_\_\_
- 8 介護サービス基盤等の整備 \_\_\_\_\_

## 第5章 介護給付等対象サービスの量の見込み及び保険料の設定

- 1 介護給付等対象サービスの量の見込み \_\_\_\_\_
- 2 第9期介護保険料の設定 \_\_\_\_\_

## 第6章 計画を推進するために

- 1 多様な主体による計画の推進 \_\_\_\_\_
- 2 地域包括ケアシステム推進体制 \_\_\_\_\_
- 3 計画の達成状況の点検 \_\_\_\_\_

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画の目的

本計画は、一人ひとりが生きがいと尊厳を持って、お互いに支え合いながら、住み慣れた地域で、その人らしく健康に安心して暮らすことができるよう、高齢者保健福祉施策の体系的な推進を図るとともに、要介護者等の介護サービス給付量等を見込み、介護保険事業の円滑な運営に資することを目的とします。

### (2) 計画策定の背景

○介護保険制度創設や制度改正の経緯、共生社会の実現を推進するための取組みや新型コロナウイルス感染症の影響など計画策定の背景について記載予定。

## 2 計画の位置付け

### (1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に定める市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条第1項に定める市町村介護保険事業計画の2つの計画に健康づくりなどの保健事業も加え、「くまもと はつらつプラン」として一体的に策定するものです。

### (2) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画

#### ① 高齢者保健福祉計画

市町村老人福祉計画の内容に介護保険事業や健康づくりなどの保健事業も加え、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉をいかに構築するかという課題に対して、目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策をまとめるものです。

#### ② 介護保険事業計画

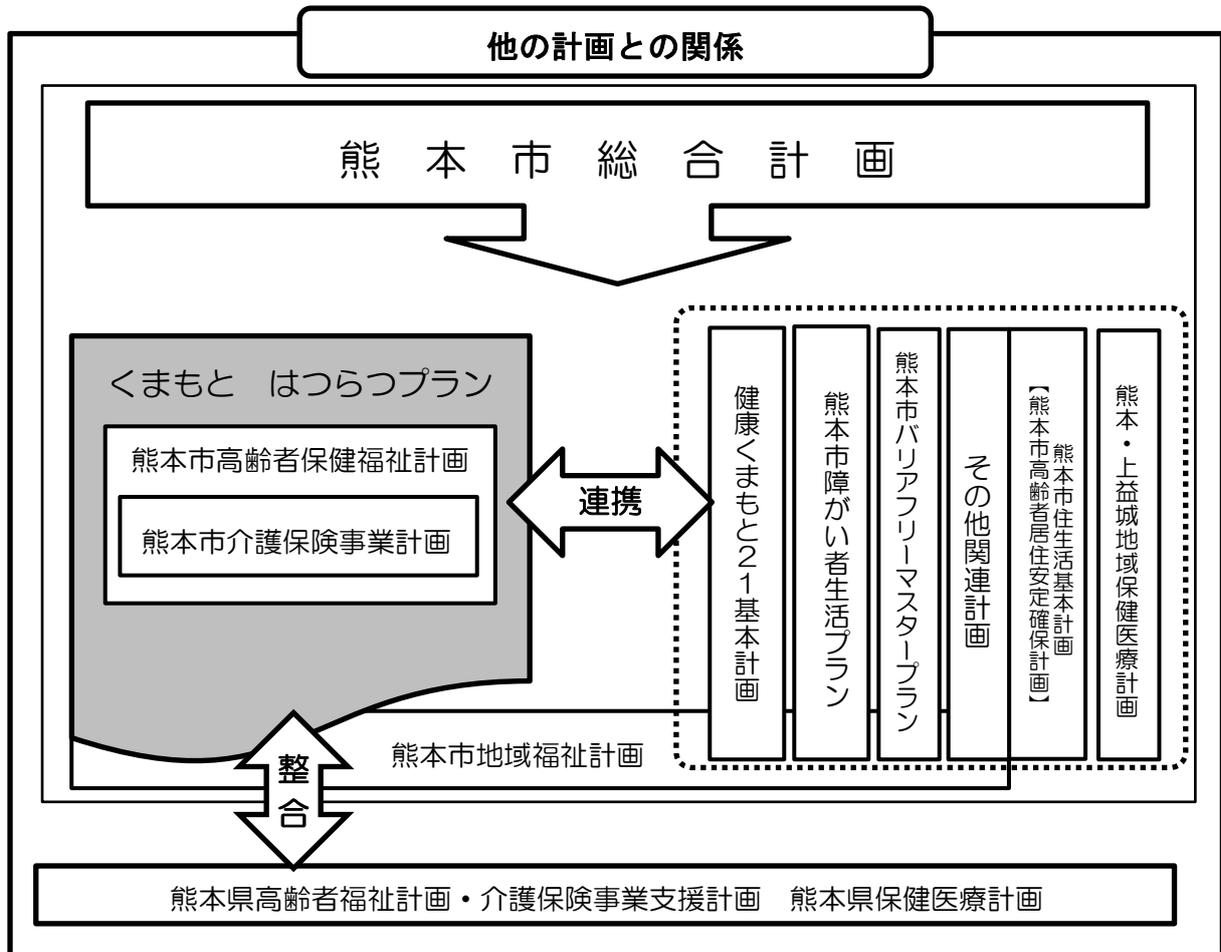
介護保険制度を円滑に実施するため、3年間で1期として、地域包括ケアシステムの推進や介護給付の適正化の方針をまとめるとともに、計画策定期間における必要なサービスの種類や必要量の見込みを予測して、保険料や施設整備数の設定等を行うものです。

### (3) 他の計画との関係性

本計画は、本市の最上位計画である熊本市総合計画の分野別計画に位置付けられるものです。

「熊本市地域福祉計画」、「健康くまもと21基本計画」、「熊本・上益城地域保健医療計画」、「熊本市障がい者生活プラン」、「熊本市バリアフリーマスタープラン」等関連する諸計画と連携を図るとともに、「熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」や「熊本県保健医療計画」との整合を図るものとします。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の理念を踏まえ取組みを推進します。



## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 3 計画期間等

#### (1) 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。

このうち、高齢者保健福祉計画については、生涯現役社会の実現に向けて、介護保険事業計画より長期的な視点や事業期間を想定した検討を行い策定します。ただし、次期介護保険事業計画の改定年次にあわせて見直しを行います。

## 4 計画策定の体制

### (1) 策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、学識経験者、保健・医療関係者、介護保険事業者、福祉関係者、その他関係団体代表者及び公募市民 25 名で構成する「熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を令和5年（2023年）5月に設置し、計●回開催し、幅広く審議を行いました。【今後実施予定を含む。】

また、介護保険事業計画に係る施設の整備方針及び介護サービスの量の見込み等に関して専門的に審議を行うため、策定委員会内に「サービス量の見込みに関する専門委員会」を設置し、専門的な審議を行いました。【今後実施予定を含む。】

### (2) 市民の意見反映

計画の策定に向けて、介護保険サービスの利用者及び一般高齢者を対象にアンケート調査を実施しました。

また、「熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」に一般公募による2名の市民に参画いただきました。

さらに、地域での市民説明会やパブリックコメントを実施し、幅広く市民意見の把握に努めます。【今後実施予定。】

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

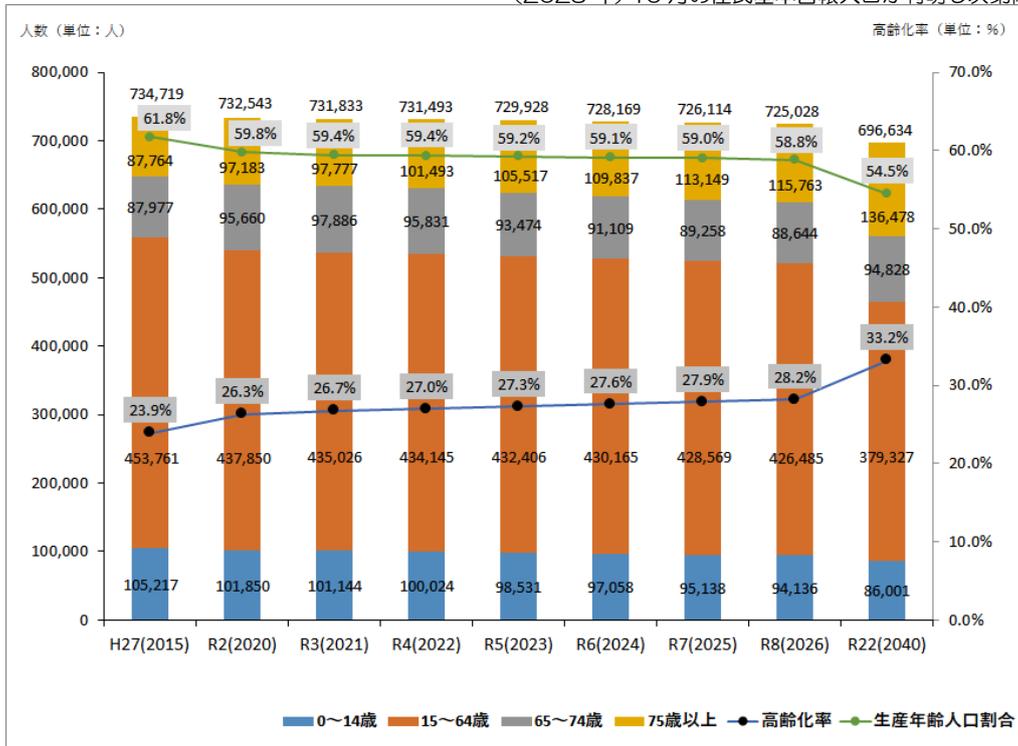
### 1 熊本市の高齢者の現状及び将来推計

#### (1) 高齢者人口、高齢化率の推移

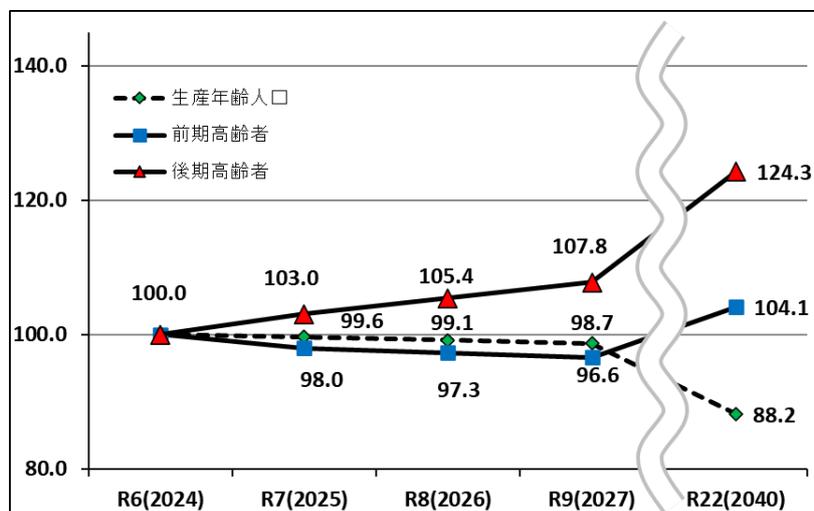
本市の高齢化率は介護保険制度が開始した平成12年（2000年）以降、年々上昇し、次期計画期間の始期である令和6年（2024年）には27.6%に達する見込みです。

その後、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）には27.9%、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）には33.2%に達することが見込まれます。

図：熊本市の高齢者数と高齢化率等の推移 ※人口は住民基本台帳人口（各年10月1日）。推計値はR5年（2023年）10月の住民基本台帳人口が判明し次第修正する。



図：令和6年（2024年）を100とした場合の今後の推移



- 後期高齢者はR8年（2026年）には約5.4%増加、R22年（2040年）には約24.3%増加することが見込まれます。
- また前期高齢者は減少傾向にありますが、団塊ジュニア世代が高齢者となるR22年（2040年）には約4.0%増加することが見込まれます。
- 一方、15歳～64歳までの生産年齢人口は減少傾向が継続し、R22年（2040年）には約11.8%減少することが見込まれます。

※推計値は、令和5年（2023年）6月1日時点の住民基本台帳人口に国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）年推計）」の仮定値をもとに算出。

## 2 熊本市における介護保険制度の現状

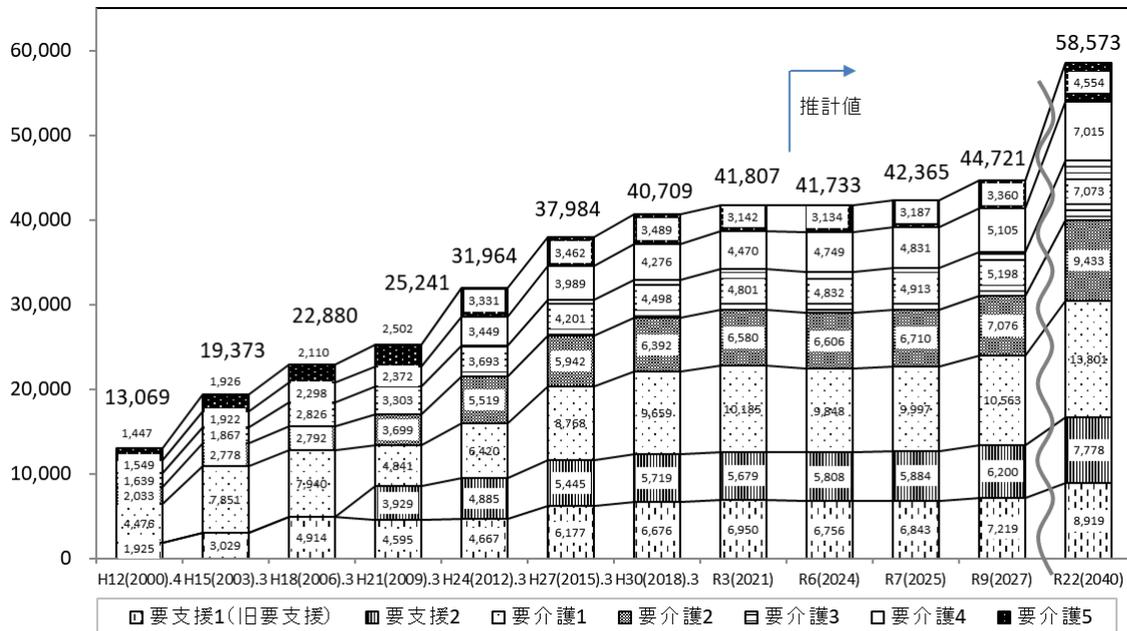
### (1) 要介護（要支援）認定者数の推移

本市の要介護（要支援）認定者数は、介護保険制度が開始した平成12年（2000年）以降、年々上昇し、次期計画期間の始期である令和6年（2024年）には4万2千人弱となることを見込まれます。

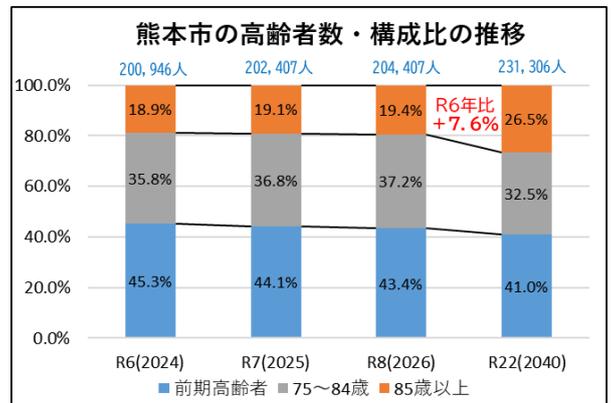
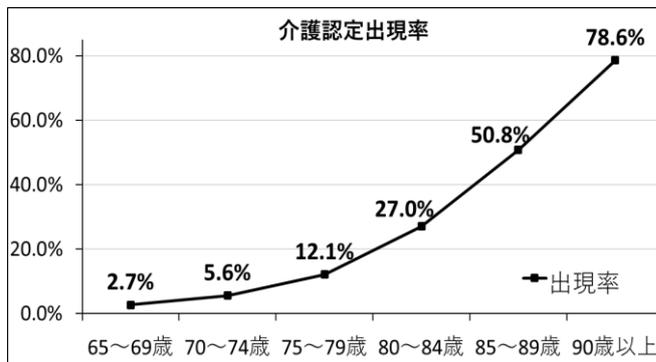
その後、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）には5万8千人を超え、認定率も約25.1%に達することを見込まれます。

要介護（要支援）度の構成比をみると、要支援1・2及び要介護1を含めた軽度者が半数以上を占めています。

図：熊本市の要介護（要支援）認定者数の推移



《参考》介護認定出現率（令和5年（2023年）3月末現在）及び高齢者数・構成比の推移



※ 推計値は、各年の高齢者推計値に年齢階層別の介護認定出現率を乗じて推計。

- 年齢階層別の介護認定を受けている人の割合をみると、65～74歳までは数%程度です。
- 75歳以上の後期高齢者になると、介護認定出現率も高くなることから、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）を含む第9期の取組みは特に重要となります。
- 今後、特に、要介護リスクの高い85歳以上の高齢者の割合が高まることから、長期的な視点に立った介護予防の取組が必要です。

表：熊本市の要介護（要支援）認定者数の推移

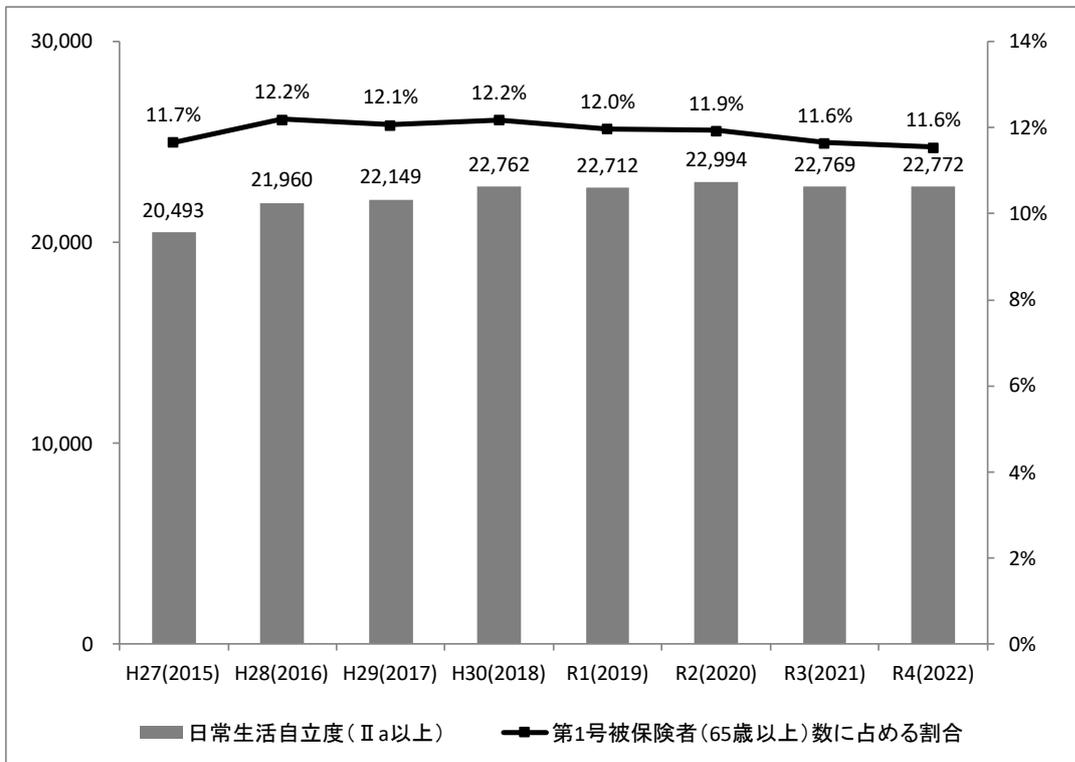
	H12 (2000) 4月末	H15 (2003) 3月末	H18 (2006) 3月末	H21 (2009) 3月末	H24 (2012) 3月末	H27 (2015) 3月末
第1号被保険者数 a	105,579人	115,883人	123,906人	135,507人	155,587人	173,538人
要介護（要支援）認定者数 （再掲：第1号被保険者 b）	13,069人 (12,707)	19,373人 (18,802)	22,880人 (22,177)	25,241人 (24,509)	31,964人 (31,079)	37,984人 (37,161)
要支援1 （旧要支援）	1,925人 (1,907)	3,029人 (2,998)	4,914人 (4,822)	4,667人 (4,582)	4,595人 (4,523)	6,177人 (6,085)
要支援2				4,885人 (4,757)	3,929人 (3,810)	5,445人 (5,338)
要介護1	4,476人 (4,377)	7,851人 (7,619)	7,940人 (7,664)	6,420人 (6,256)	4,841人 (4,697)	8,768人 (8,576)
要介護2	2,033人 (1,952)	2,778人 (2,650)	2,792人 (2,692)	5,519人 (5,313)	3,699人 (3,556)	5,942人 (5,787)
要介護3	1,639人 (1,581)	1,867人 (1,809)	2,826人 (2,741)	3,693人 (3,592)	3,303人 (3,206)	4,201人 (4,122)
要介護4	1,549人 (1,503)	1,922人 (1,873)	2,298人 (2,229)	3,449人 (3,366)	2,372人 (2,307)	3,989人 (3,886)
要介護5	1,447人 (1,387)	1,926人 (1,853)	2,110人 (2,029)	3,331人 (3,213)	2,502人 (2,410)	3,462人 (3,367)
認定率 b/a	12.04%	16.22%	18.47%	18.63%	19.98%	21.41%
	H30 (2018) 3月末	R3 (2021) 3月末	R6 (2024) 推計	R7 (2025) 推計	R8 (2026) 推計	R22 (2040) 推計
第1号被保険者数 a	185,267人	194,134人	200,946人	202,407人	204,407人	231,306人
要介護（要支援）認定者数 （再掲：第1号被保険者 b）	40,709人 (39,895)	41,807人 (41,063)	41,733人 (41,021)	42,365人 (41,654)	43,543人 (42,836)	58,573人 (57,957)
要支援1 （旧要支援）	6,676人 (6,584)	6,950人 (6,869)	6,756人 (6,671)	6,843人 (6,759)	7,031人 (6,947)	8,919人 (8,846)
要支援2	5,719人 (5,614)	5,679人 (5,580)	5,808人 (5,710)	5,884人 (5,787)	6,042人 (5,945)	7,778人 (7,694)
要介護1	9,659人 (9,471)	10,185人 (10,004)	9,848人 (9,693)	9,997人 (9,841)	10,279人 (10,125)	13,801人 (13,667)
要介護2	6,392人 (6,229)	6,580人 (6,443)	6,606人 (6,469)	6,710人 (6,573)	6,894人 (6,757)	9,433人 (9,314)
要介護3	4,498人 (4,407)	4,801人 (4,718)	4,832人 (4,754)	4,913人 (4,835)	5,056人 (4,978)	7,073人 (7,005)
要介護4	4,276人 (4,195)	4,470人 (4,386)	4,749人 (4,672)	4,831人 (4,754)	4,968人 (4,892)	7,015人 (6,948)
要介護5	3,489人 (3,395)	3,142人 (3,063)	3,134人 (3,052)	3,187人 (3,105)	3,273人 (3,192)	4,554人 (4,483)
認定率 b/a	21.53%	21.15%	20.41%	20.58%	20.96%	25.06%

## (2) 認知症高齢者の状況

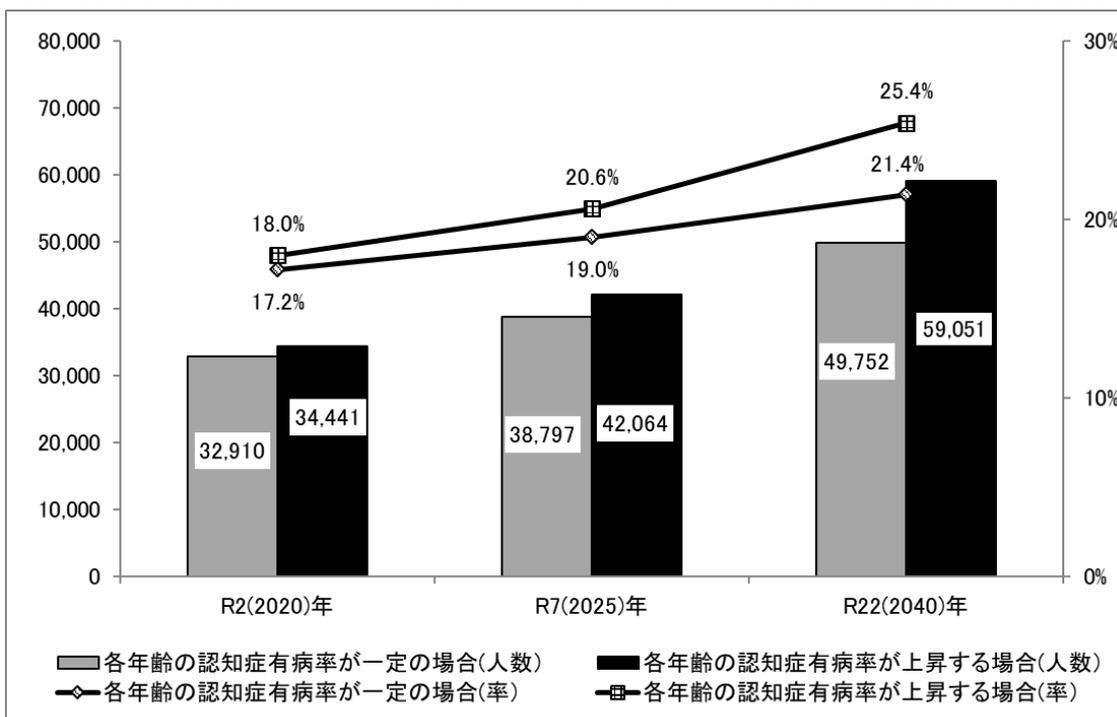
本市の認知症高齢者は約2万3千人で、高齢者の約11.6%にあたり、要介護（要支援）認定を受けている高齢者の約半数に認知度の低下が見られます。

なお、国の資料では今後、高齢者の5人に1人から4人に1人が認知症患者となる推計も示されています。

熊本市の認知症高齢者数推移（各年9月末時点）



《参考》国の資料に基づいた熊本市の65歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計



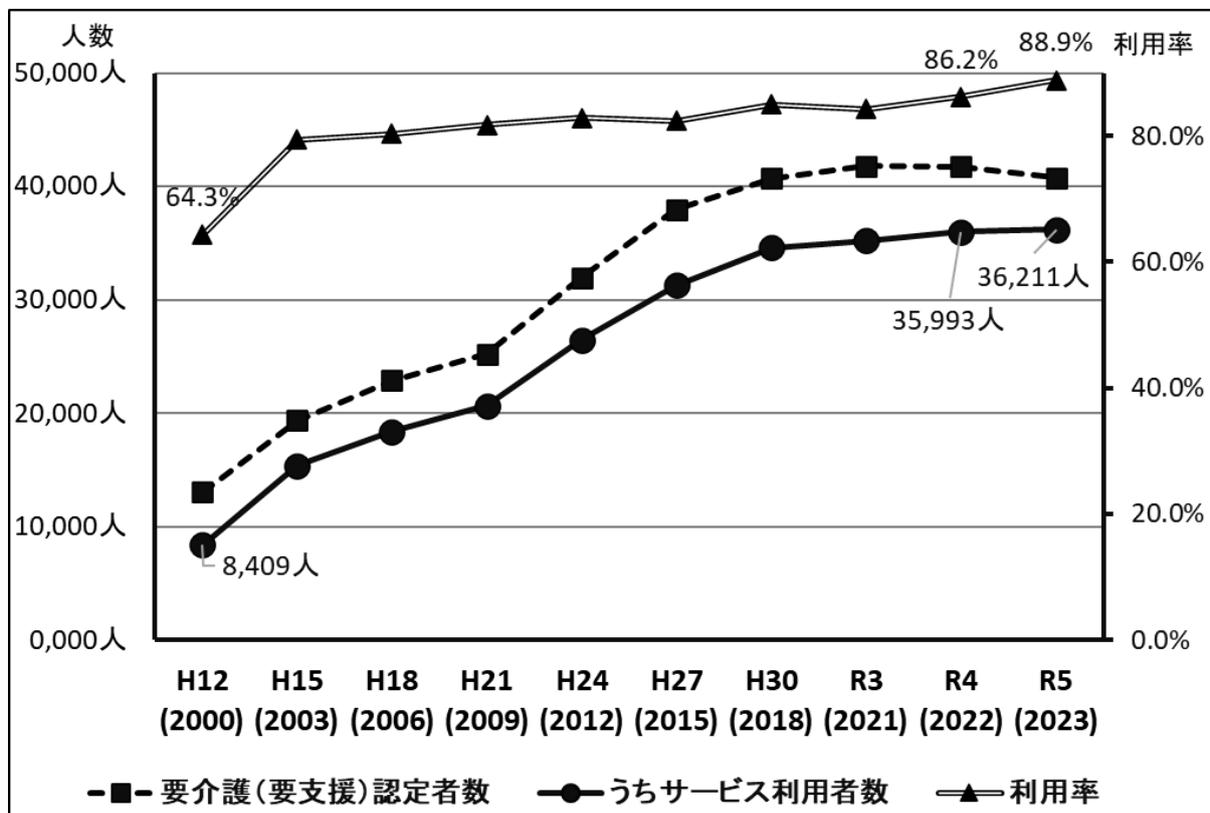
出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）九州大学二宮教授より内閣府作成資料を参考に独自作成（実績値と異なる。）

### (3) 介護サービスの利用状況

介護サービスの利用者は年々増加し、近年では3万5千人を超えている状況です。  
また、要介護（要支援）認定者数のうち介護サービスの利用者の割合は、増加傾向にあります。

#### 介護サービスの利用者数の推移

	制度発定当初	第1期末	第2期末	第3期末	第4期末	第5期末	第6期末	第7期末	第8期	
	H12 (2000) 4月末	H15 (2003) 3月末	H18 (2006) 3月末	H21 (2009) 3月末	H24 (2012) 3月末	H27 (2015) 3月末	H30 (2018) 3月末	R3 (2021) 3月末	R4 (2022) 3月末	R5 (2023) 3月末
要介護（要支援）認定者数	13,069人	19,373人	22,880人	25,241人	31,964人	37,984人	40,709人	41,807人	41,749人	40,752人
うちサービス利用者数	8,409人	15,390人	18,390人	20,644人	26,488人	31,299人	34,599人	35,238人	35,993人	36,211人
利用率	64.3%	79.4%	80.4%	81.8%	82.9%	82.4%	85.0%	84.3%	86.2%	88.9%



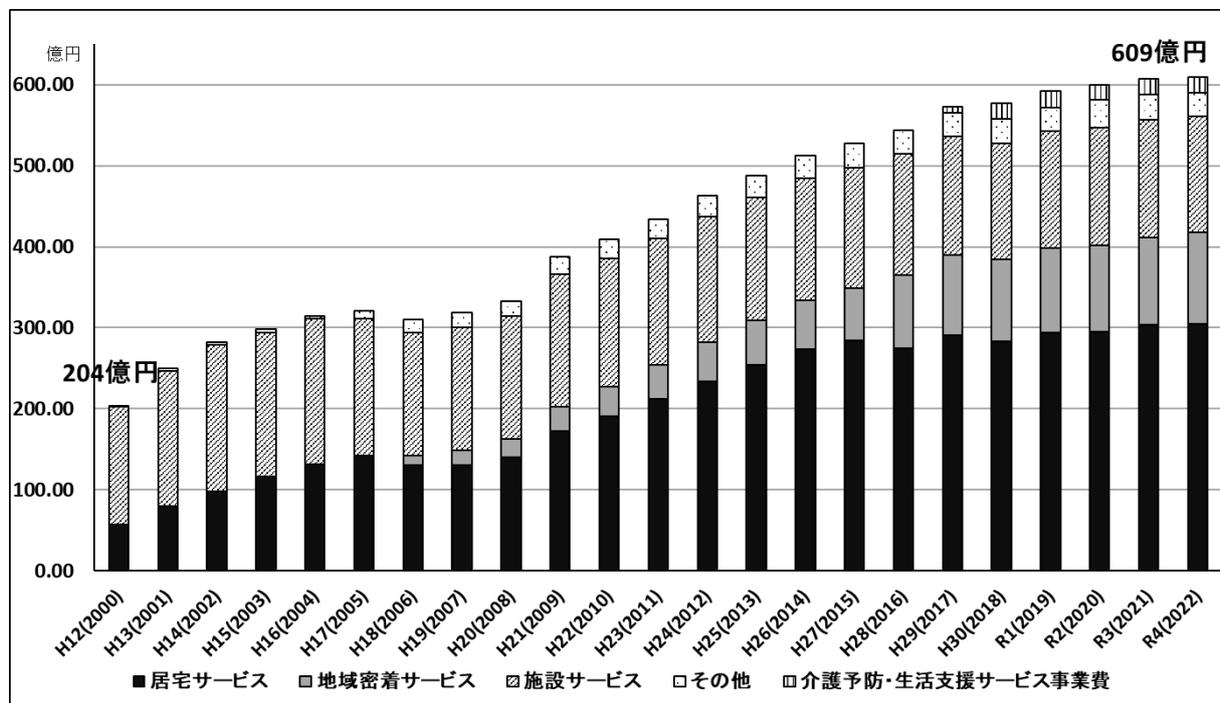
出典：介護保険事業状況報告 年報（サービス利用者数及び第7期の数値については月報）より  
※「要介護（要支援）認定者数」は第2号被保険者含む

#### (4) 介護サービスの保険給付費等の推移

介護サービスの保険給付費は年々増加し、制度開始当初は約 204 億円であったものが、令和4年度（2022年度）には、約 609 億円と約3倍にまで膨らんでいる状況です。

平成29年度（2017年度）以降、従来の介護予防給付（要支援者向けのサービス）の一部を介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスとして実施することとなったほか、令和元年度からは住民主体による地域支え合い型サービス（通所・訪問・移動支援）への支援や、短期集中予防サービス（運動・口腔・栄養）を開始するなど、介護予防・生活支援サービスを充実し、保険給付費の増加の軽減に向けた取組みも実施しています。

#### 介護サービス保険給付費等の推移



出典：熊本市の介護保険より

※H29年度（2017年度）以降は保険給付費に介護予防・生活支援サービス事業費を加算

### 3 各種調査等から見える高齢者の現状

○国の統計や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果等から各種データを掲載。  
⇒ひとり暮らし高齢者世帯の状況、主観的健康観、主要死因、介護・介助が必要となった原因、就労状況、地域への活動状況等を表及びグラフで掲載。

## 4 第8期計画（R3～R5）の主な取組状況と課題

### （1）計画の目標

65歳以上の人口のうち要介護・要支援の認定を受けていない者の割合（各年9月時点）は、令和3年度（2021年度）に比べ令和4年度（2022年度）は上昇し、目標に対して順調に推移しました。

一方で、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により、地域における高齢者の活動量が低下する等、今後、要介護状態となるリスクが高まることが危惧されます。

	基準値 平成27年度 (2015)	実績 令和3年度 (2021)	実績 令和4年度 (2022)	目標値 令和5年度 (2023)
65歳以上の 元気な高齢者の割合	78.46%	78.94%	79.33%	78.46%

### （2）計画の達成状況の点検のための検証項目

各項目とも、目標に向け順調に推移しました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種活動が実施できず令和5年度（2023年度）の実績は目標に届かないことが想定されます。

No.	項目	基準値 令和元年度 (2019)	実績 令和3年度 (2021)	実績 令和4年度 (2022)	目標値 令和5年度 (2023)
1	地域における インフォーマル サービスの 事例数	528	599	510※1	636
2	住民主体の通 いの場の数	818	708※1	768	850
3	地域内での看 取りの割合	19.7%	24.8%	R5年 秋頃公表	21.7%
4	認知症サポ ーターの数	93,386	101,022	106,742	114,000
5	自立支援型地 域ケア会議に おける個別事 例の検討数	311	507	380※2	500

※1 新型コロナウイルスによる影響

※2 1件当たりの対応をより丁寧にするため、件数の見直しを行った。

### （3）施策の展開 個別進捗状況

○ くまもとはつらつプランに掲げる9つの施策の取組状況と課題について記載。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

「一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合いながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきとその人らしく安心して暮らし続けられる社会」の実現を基本理念とします。

この理念を実現するため、高齢者自らの積極的な社会参加や健康づくり・介護予防を促進するほか、介護保険サービスや地域資源の活用による多様な生活支援の充実を図ることで、医療・介護・予防・住まい・生活支援が地域で一体的に提供される仕組み、いわゆる地域包括ケアシステムの推進に向けて、市民や民間の関係団体の理解を深めつつ、総参加で取り組んでいきます。

さらに、制度・分野の枠や「支える側」・「支えられる側」という関係を超えて支え合う「地域共生社会」の実現を見据え、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう多分野連携の強化や多様な主体による包括的な支援体制の構築を目指していきます。

### 2 計画の目標

本市においては、効果的な健康づくりや介護予防の取組み、介護サービスによる状態の維持・改善を通して、少しでも元気な高齢者の方たちが増えることを目標に各施策に取り組んでいきます。

そこで、熊本市総合計画の基本計画において検証指標として掲げている「65歳以上の元気な高齢者の割合」を目標とします。

65歳以上の「元気な高齢者の割合」とは、「要介護・要支援の認定を受けていない方の割合」です。今後、要介護・要支援の認定率が高い85歳以上の方の増加が見込まれますが、特に第9期の計画期間においては、効果的な健康づくり・介護予防の取組みを推進し、要介護・要支援の認定を受ける方の増加を抑えることで、その割合を上昇させることを目標としています。

指標名	基準値 令和4年度(2022)	目標値 令和8年度(2026)
65歳以上の元気な高齢者の割合	79.33%	上昇 ※今後、具体的な目標値を検討

※計画の達成状況を点検するにあたっての検証項目については、第6章に記載します。

### 3 第9期における重点的取組み

#### (1) 効果的な健康づくり・介護予防・重度化防止の推進

重点1

生きがいづくりや健康づくりを推進するとともに、効果的な介護予防に取り組むことで、いつまでも健康で活躍できる社会の実現を目指します。

- だれもが生涯現役で活躍できるような環境の整備  
⇒高齢者のリスクリング・就労支援、健康活動や趣味などに応じた通いの場の開設・活動継続の支援 等
- あらゆる社会資源の有効活用による介護予防施策の活性化  
⇒地域における介護予防施設や地域集会施設等のデータベース化、地域課題やニーズと人的資源（介護予防サポーターおよび認知症サポーター等）とのマッチング 等
- エビデンスに基づいたライフステージごとの健康づくりや介護予防の推進  
⇒ビッグデータ分析結果に基づく施策の展開、プロスポーツチームや専門職と連携した介護予防事業の実施 等
- 自立支援・重度化防止の推進  
⇒自立支援型地域ケア会議、各種研修会や市民向けの啓発、情報発信 等

#### (2) サービス提供体制強化によるサービスの質の向上

重点2

介護人材のさらなる確保に向けた取組みを推進するとともに、介護現場等の生産性・効率性を高めることで、サービスの質の向上を後押しします。

- 介護人材確保につながるイメージアップ・就労及び定着促進  
⇒教育現場と連携した介護に関する普及啓発、介護従事者養成研修の実施や処遇改善による人材の確保及び定着促進 等
- 介護サービス事業者の経営基盤等の強化  
⇒事業者の支援につながる情報の提供、社会福祉連携推進法人制度の普及 等
- ICTや介護ロボットの活用の推進  
⇒介護現場における科学的な介護や介護ロボット等の活用推進 等
- 介護現場におけるDXの推進  
⇒行政と介護事業所等の情報連携のためのデジタル化の推進 等

**(3) 住み慣れた地域での在宅生活を支える体制の強化****重点3**

人生の最期まで住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの提供体制を強化します。

- 地域の実情に応じた介護サービス基盤のさらなる整備  
⇒地域の介護ニーズを踏まえた居宅要介護者の在宅生活を支えるための地域密着型サービス事業所等の整備 等
- 医療・介護・その他福祉分野等との連携の強化  
⇒合同研修の開催などによる専門職間の関係性の強化 等

**4 アフターコロナにおける高齢者の支援**

○コロナ禍における課題と第9期における取組みを記載予定

**(1) コロナ禍における課題**

- ①通所系サービスの利用控えや通いの場等への参加機会減少  
⇒身体機能低下に伴う要介護（要支援）認定者の増加、要介護度の重度化リスクの増大
- ②家族・友人や地域との交流機会の減少  
⇒高齢者の認知症発症リスクの増大
- ③高齢者の孤立  
⇒各個人や家庭が抱える課題の複雑化・深刻化

**(2) コロナ禍における課題を踏まえた第9期における取組み**

- ①支援が必要な方の早期把握  
⇒地域における高齢者見守り体制の強化、通いの場の再開・創出に向けた支援 等
- ②効果的な高齢者の健康づくり・介護予防・重度化防止の推進（再掲）
- ③認知症初期対応の体制の強化  
⇒認知症サポーターのさらなる養成、認知症サポーターの活躍の機会の創出 等

## 5 施策の体系

### 基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合いながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきとその人らしく安心して暮らし続けられる社会の実現

#### 1 健康づくりと生きがいづくりの促進

- (1) 生涯現役で活躍できる場の拡充 **重点1**
- (2) 効果的な健康づくり、介護予防（フレイル予防）、自立支援の推進 **重点1**

#### 2 多様な主体と連携した生活支援

- (1) 高齢者見守り体制の強化
- (2) サービスの担い手の発掘・活動維持に向けた支援 **重点1**
- (3) 災害時における配慮が必要な高齢者への支援
- (4) 移動手段の確保

#### 3 医療・介護・その他の福祉分野等の連携推進

- (1) 在宅医療・介護の提供体制の構築 **重点3**
- (2) 地域の在宅医療・介護を担う人材の育成
- (3) 在宅医療・介護について市民、医療福祉専門職等への普及啓発
- (4) 障がいのある高齢者に対する支援 **重点3**
- (5) 家族介護者に対する支援 **重点3**
- (6) 福祉分野以外との連携の強化 **重点3**

#### 4 認知症施策の推進

- (1) 認知症の人に関する理解の増進
- (2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の機会の確保
- (3) 認知症の人を支えるサービスと対応力の向上
- (4) 認知症の人と家族に対する支援
- (5) 認知症の予防

## 5 高齢者の権利擁護

- (1) 高齢者虐待の防止と対応 **重点3**
- (2) 成年後見制度等による高齢者の権利擁護 **重点3**

## 6 高齢者の住まいの確保

- (1) 高齢者が自らに合った暮らし方を選択できる住まいづくり

## 7 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上

- (1) 広報・情報提供の充実
- (2) 公平・公正な運営の確保
- (3) 介護サービスの質の向上
- (4) 介護給付の適正化
- (5) 介護人材の確保 **重点2**
- (6) 利用者負担軽減制度の利用促進
- (7) 災害対策等の推進・充実

## 8 介護サービス基盤等の整備

- (1) 介護保険施設
- (2) 地域密着型サービス事業所
- (3) 居住系の居宅サービス事業所（広域型の特定施設）
- (4) その他の施設



## 第4章 施策の展開（主な内容案）

### 1 健康づくりと生きがいづくりの促進

#### （1）生涯現役で活躍できる場の拡充

##### ① 社会参加の促進

- 老人クラブ活動の活性化、介護保険サポーターポイント制度の運用継続
- 地域コミュニティセンターなど地域の社会資源や公設公民館、高齢者技能習得センターなどを活用し高齢者の生涯学習やリスクリングの機会の充実
- シルバー人材センター等と連携した高齢者の多様な働き方の支援

##### ② スポーツや趣味など多彩な活動の支援

- スポーツや趣味、多世代交流など地域における多様な「通いの場」の創出・活動の支援
- ねんりんピックへの参加の支援

#### （2）効果的な健康づくり、介護予防（フレイル予防）、自立支援の推進

##### ① 早期の運動習慣の形成・運動習慣の維持に向けた支援

- アツソ・ウェルネス・プログラムの推進
- くまもと元気くらぶ等の創出や活動継続を支援

##### ② エビデンスに基づく介護予防（フレイル予防）の推進

- ライフステージに応じた骨折予防の推進
- 早期からのオーラルフレイル対策の推進

##### ③ 短期集中予防サービスの推進

- 早期の対象者の把握
- 短期集中予防サービスの提供事業所の確保

##### ④ 地域における健康づくり活動・介護予防活動の支援

- 校区単位の健康まちづくりの支援
- 地域の「通いの場」における熱中症予防などの健康被害対策や生活習慣病予防、フレイル予防等の啓発
- オンラインを活用した介護予防教室の開催

##### ⑤ 自立支援・重度化防止の推進

- 自立支援型地域ケア会議の開催
- リハビリテーション専門職による自立支援型ケアプラン作成支援
- ケアプラン点検による自立支援に資するケアマネジメント支援

## 2 多様な主体と連携した生活支援

### (1) 高齢者見守り体制の強化

#### ① 地域との連携による見守り

- シルバーヘルパーの活性化
- 民生委員・児童委員との連携による高齢者見守り
- 地域における見守り活動との連携

#### ② NPOと連携した高齢者の孤立化防止

- NPOと連携した高齢者の孤立化防止のための取組みの推進

#### ③ 民間企業との連携

- 民間企業の普段の活動における高齢者の見守り活動の普及

### (2) サービスの担い手の発掘・活動維持に向けた支援

#### ① 介護予防サポーターの育成・活動支援

- 介護予防サポーターのさらなる発掘
- 介護予防サポーターのスキルアップ支援
- 介護予防サポーターと支援のニーズとのマッチング

#### ② 地域支え合い型サービスの創出・活動支援

- 地域支え合い型サービスの発掘、活動支援

#### ③ インフォーマルサービスの発掘

- 地域支え合い型サービスの発掘、見える化

### (3) 災害時における配慮が必要な高齢者への支援

#### ① 平時における防災意識の啓発

- 市民だけではなく、高齢者保健福祉の関係機関に対し、熊本市防災基本条例の内容等の啓発

#### ② 防災部門と連携した要配慮者への支援体制の構築

- 避難行動要支援者への支援
- 福祉避難所の開設

### (4) 移動手段の確保

#### ① 公共交通機関の利用促進

- お出かけICカードの交付
- 交通事業者と連携したバスの乗り方教室の開催
- 公共交通機関の利便性の向上

#### ② 地域支え合い型移動支援サービス等の多様な移動手段の普及

- 地域支え合い型移動支援サービス（訪問型サービスD）の普及
- 福祉有償運送の普及
- AIデマンドタクシーとの連携

### 3 医療・介護・その他の福祉分野等の連携推進

- (1) 在宅医療・介護の提供体制の構築
  - 4つの場面を想定した支援体制の強化（日常の療養支援、退院支援、急変時の対応、看取り）
- (2) 地域の在宅医療・介護を担う人材の育成
  - 多職種連携研修会等
- (3) 在宅医療・介護について市民、医療福祉専門職等への普及啓発
  - 市民講演会、出前講座等
  - 人生会議（アドバンスケアプランニング：ACP）の普及
- (4) 障がいのある高齢者に対する支援
  - 地域包括支援センターと障がい者相談支援センターとの連携強化
  - 共生型サービスの普及
- (5) 家族介護者に対する支援
  - 家族介護教室の開催などによる情報発信
  - ヤングケアラーに対する支援
- (6) 福祉分野以外との連携の強化
  - 各局、各区、教育委員会等との連携の強化
  - ※住まいに関する住宅部門との連携やごみのふれあい収集等

### 4 認知症施策の推進

- (1) 認知症の人に関する理解の増進
  - 認知症サポーターのさらなる養成
  - 認知症サポーター同士の交流や活躍の機会の創出
  - 「認知症ケアパス」の活用
  - 認知症に関するイベントの開催（本人発信の機会を含む）
- (2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の機会の確保
  - ICT等を活用した認知症の方の見守り体制の整備
  - 若年性認知症の人の支援
- (3) 認知症の人を支えるサービスと対応力の向上
  - 認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム等の対応力の向上
  - 医療機関の連携や対応力の向上（熊本モデルの推進）
  - 認知症介護実践者研修等による介護サービスにおける対応力の向上

**(4) 認知症の人と家族に対する支援**

- 相談体制の充実
- 認知症カフェや介護家族者のつどいの立ち上げや活動の継続に向けた支援
- 認知症に関する研究等、科学的知見に基づく支援の検討

**(5) 認知症の予防**

- 認知症の原因とされる生活習慣病や社会的孤立の等の改善支援

**5 高齢者の権利擁護****(1) 高齢者虐待の防止と対応****① 高齢者虐待の防止、早期発見**

- 市民や養護者、養介護施設従事者等への虐待防止に関する普及啓発

**② 高齢者虐待への対応**

- 対応マニュアルの活用や関係機関との連携による緊急対応の徹底
- 「熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」との連携による対応力の強化

**(2) 成年後見制度等による高齢者の権利擁護****① 成年後見制度の利用促進**

- 熊本市成年後見支援センターと連携した取組みの推進（地域連携ネットワークの強化や制度の周知、利用支援等）
- 成年後見制度における市長申立の実施
- 申立に係る費用や成年後見人等への報酬の助成

**② 地域における権利擁護**

- 熊本市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業との連携
- 市民後見人の育成
- 熊本市社会福祉協議会が実施する法人後見事業への支援

**③ 高齢者被害防止**

- 「電話で『お金』詐欺」等の被害防止に関する周知啓発
- 高齢者に対する交通安全教室等の実施

**6 高齢者の住まいの確保****(1) 高齢者が自らに合った暮らし方を選択できる住まいづくり**

- 住まいの選択肢の充実
- 自宅のバリアフリーの推進
- ニーズに応じた住み替え等の支援
- 適切な情報発信と意識啓発

## 7 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上

### (1) 広報・情報提供の充実

- わかりやすいパンフレットの作成、窓口での配布
- SNSや市ホームページ等を活用した積極的な広報の実施
- 認定申請受付時などにおける介護予防の取組みや介護保険サービス等の利用手続きの丁寧な説明
- 「介護サービス情報公表システム」の周知および活用

### (2) 公平・公正な運営の確保

- ① 高齢者支援センターささえりあにおける中立・公正な運営の確保
  - 熊本市地域包括支援センター運営協議会の運営
  - 地域運営協議会の運営
  - 地域包括支援センター業務に関する行政評価の実施
  - 市有施設の空きスペースへの移転の検討
- ② 適正な指定及び指導の実施
  - 全事業者を対象とした集団指導の実施
  - 各事業者に対する指定更新期間内に1回以上の運営指導の実施
  - 不正請求などに関する通報があった場合の迅速かつ厳正な対応

### (3) 介護サービスの質の向上

- ① 介護支援専門員の資質向上
  - 自立支援型地域ケア会議
  - リハビリテーション専門職による自立支援型ケアプラン作成支援事業
- ② 介護サービス事業者への助言・指導
  - 事故報告書の提出の徹底
  - 契約書の締結や重要事項説明書の提示等の徹底
  - 身体拘束などの高齢者虐待の防止に向けた助言・指導
  - 介護サービス情報の公表制度や第三者評価制度等の活用促進
  - 自立支援・重度化防止に資する適切なサービスの提供
  - サービスの質の向上に寄与する好事例の横展開
- ③ 相談や苦情への対応
  - 相談や苦情の受付
  - （必要に応じて）介護サービス事業者等への改善に向けた助言・指導

### (4) 介護給付の適正化

- ① 要介護認定の適正化
  - 認定調査員研修の開催
  - 介護認定審査会委員研修の開催
  - 主治医研修の開催
  - 介護認定審査会事務局研修の開催

## ② ケアプランの点検

- ケアプラン点検の実施
- 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの検証会議の開催
- ケアプラン研修会の開催

## ③ 医療情報との突合・縦覧点検

- 介護給付情報と医療給付情報を突き合せた確認の実施
- 介護給付情報の縦覧点検（過去6か月の介護給付情報を同時に確認し、複数月に1度しか請求できない加算の回数等を確認すること。）の実施

## (5) 介護人材の確保

## ① 介護職への理解度向上と魅力を伝える情報の発信

- 教育現場との連携（小中学校における社会科等の授業、ナイストライ等）
- ジュニアヘルパー活動の推進
- 「介護の日」等、啓発イベント等の開催

## ② 多様な人材の確保

- 宿舍整備にかかる支援等による介護人材の確保・定着
- 生活援助型訪問サービスの従事者養成研修及び就職支援の実施
- 介護職員初任者研修の実施
- 介護保険サポーターポイント制度の運用（再掲）

## ③ 介護人材の定着促進

- 介護現場のDXの推進
- 社会福祉連携推進法人制度の普及
- 労働環境や資格取得等のキャリアアップに対する支援策の情報提供
- 処遇改善加算等の取得支援
- 「暴力・ハラスメントの対応」に関する研修会等の実施

## (6) 利用者負担軽減制度の利用促進

- 社会福祉法人による利用者負担軽減制度の周知

## (7) 災害対策等の推進・充実

- 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推進
- 事業所におけるBCPの策定・改善に向けた助言
- 保健所と連携した感染症対策の推進

## 8 介護サービス基盤等の整備

## (1) 介護保険施設

## (2) 地域密着型サービス事業所

## (3) 居住系の居宅サービス事業所（広域型の特定施設）

## (4) その他の施設

## 第5章 介護給付等対象サービスの量の見込み及び保険料の設定

### 1 介護給付等対象サービスの量の見込み

- (1) 介護給付対象サービス（地域密着型サービスを除く）
- (2) 予防給付対象サービス（地域密着型サービスを除く）
- (3) 地域密着型サービス
- (4) 地域支援事業

#### 主な内容案

- 今後の基盤整備の状況やこれまでのサービス利用実績、国の次期介護保険制度改正を勘案するとともに、「熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」の「サービス量の見込みに関する専門委員会」における学識者、保健・医療関係者等の専門的な意見を踏まえ見込む
- 第9期における見込みだけではなく、令和22年度（2040年度）の見込みについても掲載を検討

### 2 第9期介護保険料の設定

- (1) 総事業費の推計
- (2) 第9期保険料の設定
- (3) 健全な保険財政の運営

#### 主な内容案

- サービス種別・種類ごとの事業費の推計に基づく総事業費の推計
- 総事業費の推計をもとに、第9期保険料の設定
- 参考として、現時点で推計される第10期（令和9年度）の保険料水準も掲載

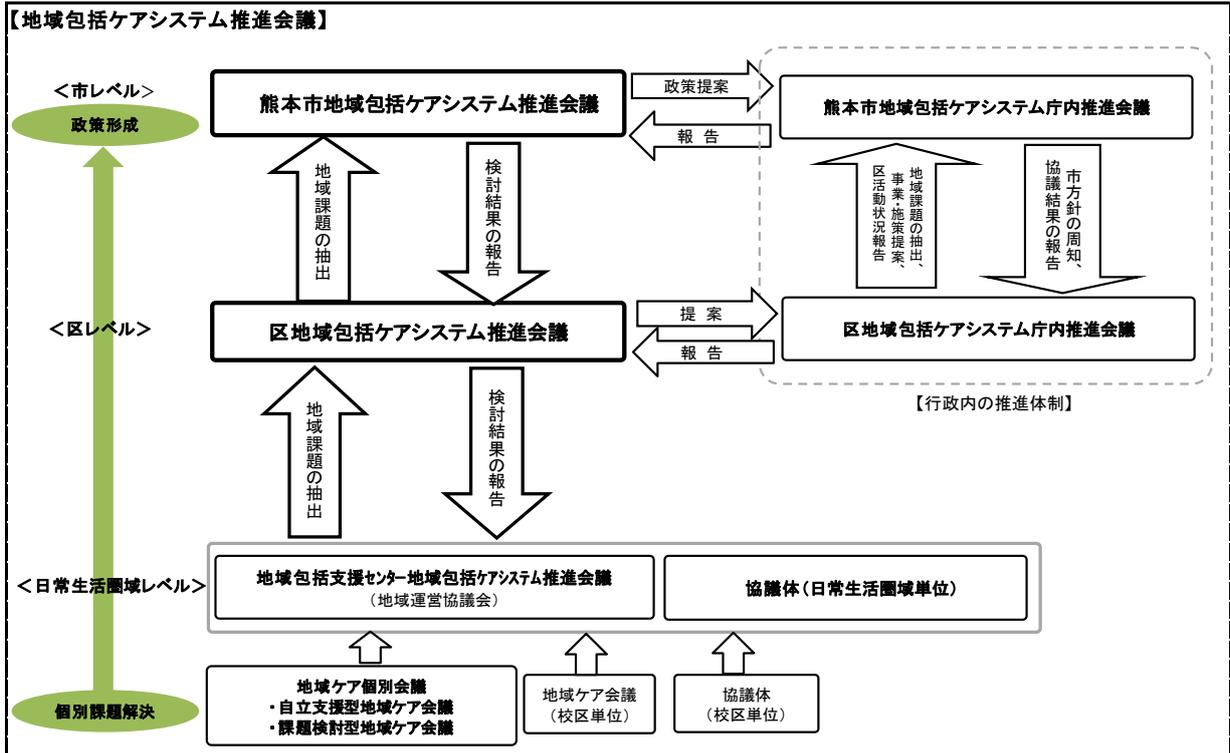
## 第6章 計画を推進するために

### 1 多様な主体による計画の推進

○本計画及び地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組む主体の役割について記載。

### 2 地域包括ケアシステム推進体制

○3層構造の地域包括ケアシステム推進体制について記載。



### 3 計画の達成状況の点検

本計画の効果的な推進を図るため、熊本市社会福祉審議会において、達成状況の点検等を行います。

計画の達成状況の点検等を行う機関	熊本市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会
------------------	-----------------------

計画の達成状況の点検のための検証項目

No.	項目	基準値 令和4年度 (2022)	目標値 令和8年度 (2026)
1			
2			
3	※骨子確定後、策定委員会等において施策の柱ごとに、 項目及び目標値を協議いただき、設定する。		
4			
5			
6			
7			
8			